

市営住宅入居募集のご案内

期間 11月5日(火)～18日(日)

募集対象 親子セット・子世帯、
親世帯(単身者可)、子育て世帯、
単身者(60歳以上)、一般世帯

詳しくは、てらど事務所(06-6306-1155)
へお問い合わせください。

てらど月美 市政報告会

日時 11月15日(金)

場所 淀川区民センター
第一会議室(3階)

テーマ 議会報告&カジノ・都構想を考える

報告者 てらど月美 大阪市会議員
中山直和 大阪市をよくなる会事務局次長

てらど月美ブログ



日々の活動や、感
じていることを紹
介しています。

てらど月美 検索

<https://terado-tsukimi.wajcp.net/>

てらど市議

西中島納骨堂問題で委員会質問

西中島2丁目に6階建て、6269基もの巨大納骨堂が建設されています。住民の皆さんが、大阪市が事業主への厳正な調査もせず、机上での書類のみで納骨堂経営等を許可したことへの不信から、幾度となく陳情書を提出され、大阪市の審査基準の厳格さを求めて大阪市に陳情。

一方、西中島で10億円を超える建築費用を担保できるお寺が、屋根の修理を1年以上も手を着けずに放置するとは考えがたい。事業主の資金計画は大丈夫なのか、根拠を示すよう求めましたが、市は、書類で審査を行い、基準を満たしていることを確認しているとの答弁に終始しました。

10月1日、てらど議員は西中島2丁目の環境を守る会の方が提出された陳情書について質疑を行いました。許可をした審査項目が「納骨堂の経営主体が適格」とあり、何を以て適格としたのかとの問いに、大阪市は「経営主体の所在地の登記簿を以て確認した」と答弁しました。

大阪市が許可をした宗教法人・事業者の納骨堂経営が実質、破綻をし、施設の維持・運営が不可能になった場合、大阪市としての責任はどうするのかとの質すと、これまで本市が許可した納骨堂において、経営破綻した事例はなく、墓地埋葬法上の問題は生じていない。審査基準により、公平かつ適正に執行すると述べたに過ぎませんでした。

てらど議員は登記簿からは存在の確認は出来たとしても、資産状況および宗教活動の実態等、経営基盤の健全性、継続性を証明することを判断出来るとは思えないと厳しく指摘しました。

てらど議員は納骨堂が経営破綻すれば、焼骨が納められた建物が取り残され、結果として、周辺環境との調和が保てなくなることに、地域住民は不安を抱いている。一昨年梅旧院(浪速区)に関する事件報道があった。今回の件も梅旧院の事例も、審査基準が十分でないことは明らかだ。担当権も設定されている梅旧院の納骨堂経営許可等をした大阪市の責任は重いと批判。

最後に「許可」という決定を行う限り、申請内容が許可条件を満たしているのか、真実であることを、大阪市独自のチェックによって確認するのは絶対に必要な条件で、申請者の記載事項をうのみにして許可を与えるのなら、虚偽の申請を野放しにすることではないか。机上の書類審査だけでなく、経営予定者の所在地の訪問調査が不可欠で、大阪市の厳格な義務づけが必要だと強く求めました。

お知らせ

次回、西中島納骨堂裁判は11月29日(火)午後2時、於大阪地方裁判所



ハゼ釣り大会で挨拶する(左から)てらど月美市会議員、長岡ゆりこ市議、姫野実行委員長、たつみコータロー前参議院議員。

10月14日に開催された「第37回ハゼ釣り大会にてらど月美市会議員が参加し、挨拶しました。大会には早朝から家族連れなど約200人が集まり、ハゼ釣りを楽しみました。